

公告第 2025-12 号
令和 8 年 2 月 17 日

被保険者各位

セラクグループ健康保険組合
理事長 米谷 信吾
(公印省略)

組合同約の一部改訂について

当健康保険組合の組合同約について、令和 8 年 4 月 1 日付で子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、下記を改訂しますので公告いたします。

記

新	旧
第44条～第44条の2 (略) <u>第44条の3 子ども・子育て支援金額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</u>	第44条～第44条の2 (略) (新設)
第47条 1～2 (略) <u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u> <u>(2) 子ども・子育て支援金還付金</u> <u>(3) 雑支出</u>	第47条 1～2 (略) (新設)
第48条(略) <u>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</u>	第48条(略) 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u>	

以上